

令和4年第2回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅱ〕

議案番号	議 題	
第7号議案	令和4年度春日井市一般会計予算……………	1
第8号議案	令和4年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算…	14
第9号議案	令和4年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算……………	16
第10号議案	令和4年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	20
第11号議案	令和4年度春日井市介護保険事業特別会計予算……………	23
第12号議案	令和4年度春日井市民家防音事業特別会計予算……………	27
第13号議案	令和4年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計予算……………	29
第14号議案	令和4年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算……………	32
第15号議案	令和4年度春日井市春日井市民病院事業会計予算……………	34
第16号議案	令和4年度春日井市水道事業会計予算……………	38
第17号議案	令和4年度春日井市公共下水道事業会計予算……………	41

第7号議案

令和4年度春日井市一般会計予算

令和4年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,620,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		51,760,000
	1 市 民 税	22,090,000
	2 固 定 資 産 税	21,344,000
	3 軽 自 動 車 税	643,000
	4 市 た ば こ 税	1,660,000
	5 事 業 所 税	1,786,000
	6 都 市 計 画 税	4,237,000
2 地 方 譲 与 税		753,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	180,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	528,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	40,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,800
3 利 子 割 交 付 金		24,000
	1 利 子 割 交 付 金	24,000
4 配 当 割 交 付 金		298,000
	1 配 当 割 交 付 金	298,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		219,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	219,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		583,000
	1 法人事業税交付金	583,000
7 地方消費税交付金		7,114,000
	1 地方消費税交付金	7,114,000
8 ゴルフ場利用税交付金		39,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	39,000
9 環境性能割交付金		202,000
	1 環境性能割交付金	202,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		155,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	155,000
11 地方特例交付金		422,000
	1 地方特例交付金	404,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	18,000
12 地方交付税		2,070,000
	1 地方交付税	2,070,000
13 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
14 分担金及び負担金		709,660
	1 負担金	709,660
15 使用料及び手数料		1,516,411

款	項	金額
	1 使用料	763,370
	2 手数料	753,041
16 国庫支出金		18,269,827
	1 国庫負担金	14,501,933
	2 国庫補助金	3,702,096
	3 国庫委託金	65,798
17 県支出金		8,332,549
	1 県負担金	5,174,559
	2 県補助金	2,375,040
	3 県委託金	782,950
18 財産収入		1,090,379
	1 財産運用収入	142,359
	2 財産売却収入	948,020
19 寄附金		300,000
	1 寄附金	300,000
20 繰入金		3,942,123
	1 繰入金	3,942,123
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		3,517,350

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市預金利息	100
	3 貸付金元利収入	905,742
	4 受託事業収入	13,104
	5 雑入	2,565,403
23 市債		12,246,900
	1 市債	12,246,900
歳入合計		113,620,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		460,165
	1 議 会 費	460,165
2 総 務 費		10,520,058
	1 総 務 管 理 費	8,439,379
	2 徴 税 費	980,187
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	593,556
	4 選 挙 費	419,207
	5 統 計 調 査 費	18,469
	6 監 査 委 員 費	69,260
3 民 生 費		51,133,073
	1 社 会 福 祉 費	26,100,193
	2 児 童 福 祉 費	19,702,183
	3 生 活 保 護 費	5,328,447
	4 災 害 救 助 費	2,250
4 衛 生 費		12,315,907
	1 保 健 衛 生 費	6,926,994
	2 環 境 対 策 費	333,161
	3 清 掃 費	5,020,332
	4 上 水 道 費	35,420

款	項	金額
5 労働費		31,500
	1 労働費	31,500
6 農林水産業費		259,257
	1 農業費	249,105
	2 林業費	10,152
7 商工費		2,579,214
	1 商工費	2,579,214
8 土木費		13,066,165
	1 土木管理費	913,199
	2 道路橋りょう費	1,611,336
	3 河川費	1,161,694
	4 都市計画費	6,834,418
	5 住宅費	2,545,518
9 消防費		3,246,406
	1 消防費	3,246,406
10 教育費		11,608,549
	1 教育総務費	1,344,073
	2 小学校費	2,301,359
	3 中学校費	1,112,153
	4 社会教育費	3,649,086

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	3,201,878
11 公 債 費		8,299,706
	1 公 債 費	8,299,706
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		113,620,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
民 生 費	児 童 福 祉 費	鳥居松子どもの家 リニューアル工事	18,000	4	900
				5	16,400
				6	700
		交 通 児 童 遊 園 整 備	599,300	4	384,500
				5	214,800
		衛 生 費	清 掃 費	ク リ ー ン セ ン タ ー 施 設 再 整 備	17,037,400
5	1,054,300				
6	4,768,300				
7	8,553,000				
8	2,654,000				

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
土木費	都市計画費	J R 高 蔵 寺 駅 北 口 駅 前 広 場 周 辺 設 計 等 業 務	178,200	4	68,200	
				5	100,000	
				6	10,000	
			弥生公園更新工事	66,600	4	53,000
					5	13,600
		消防費	消防費	消防署整備	2,522,550	4
5	2,037,800					

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
財務会計文書管理システム 構築業務	令和5年度 ～ 令和6年度	170,000
令和5年度市民税・県民税 当初賦課業務	令和5年度	4,000
令和5年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	令和5年度	4,800

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 作成等業務	令和5年度	5,900
令和5年度軽自動車税 (種別割)当初納税通知書 作成等業務	令和5年度	1,300
令和5年度市税 督促状等印刷業務	令和5年度	1,700
愛知県議会議員一般選挙	令和5年度	20,200
春日井市議会議員一般選挙	令和5年度	7,800
福祉の里外7施設 LED照明器具借上	令和5年度 ~ 令和14年度	85,000
障がい者総合福祉計画 改定業務	令和5年度	2,200
高齢者総合福祉計画 改定業務	令和5年度	2,400
かすがい健康計画2023 改定業務	令和5年度	4,000
令和5年度がん検診等 受診券作成等業務	令和5年度	11,904
産業振興アクションプラン 改定業務	令和5年度	2,500
立地適正化計画 改定業務	令和5年度	9,000

事 項	期 間	限 度 額
J R 神 領 駅 南 口 有 料 自 転 車 等 駐 車 場 整 備	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	99,000
高 機 能 消 防 指 令 シ ス テ ム 等 整 備	令 和 5 年 度	587,000
中 学 校 校 舎 L E D 照 明 器 具 借 上	令 和 5 年 度 ～ 令 和 14 年 度	226,000

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	66,100	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる府資金及び地方公共団体金融機関の利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生債	社会福祉施設整備事業	40,900			
	児童福祉施設整備事業	2,010,100			
衛生債	保健衛生施設整備事業	16,500			
	清掃施設整備事業	745,800			
農林債	農業施設等整備事業	16,500			
商工債	勝川駅周辺施設整備事業	71,800			
土木債	道路橋りょう整備事業	776,500			
	河川整備事業	827,600			
	都市計画事業	1,498,900			
	住宅施設整備事業	1,556,400			
消防債	消防施設整備事業	723,500			
教育債	義務教育施設整備事業	593,300			
	社会教育施設整備事業	1,164,800			
	学校給食施設整備事業	238,200			
臨時財政対策債	臨時財政対策	1,900,000			

第8号議案

令和4年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和4年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,018千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		116
	1 基 金 預 金 利 子	116
2 繰 入 金		80,902
	1 繰 入 金	80,902
歳 入 合 計		81,018

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		81,018
	1 公 債 費	81,018
歳 出 合 計		81,018

第9号議案

令和4年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,983,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,347,107
	1 国民健康保険税	5,347,107
2 県 支 出 金		18,116,283
	1 県 補 助 金	18,116,283
3 繰 入 金		2,447,972
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,319,081
	2 基 金 繰 入 金	128,891
4 財 産 収 入		152
	1 財 産 運 用 収 入	152
5 諸 収 入		71,640
	1 延滞金、加算金及び過料	28,620
	2 雑 入	43,020
歳 入 合 計		25,983,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		98,081
	1 総務管理費	98,081
2 保険給付費		17,885,672
	1 療養諸費	17,885,672
3 国民健康保険事業費納付金		7,711,531
	1 医療給付費分	5,203,664
	2 後期高齢者支援金等分	1,770,279
	3 介護納付金分	737,588
4 保健事業費		247,718
	1 保健事業費	56,538
	2 特定健康診査等事業費	191,180
5 基金積立金		152
	1 基金積立金	152
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		25,983,154

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 5 年度	5,000

第10号議案

令和4年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,599,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,581,457
	1 後期高齢者医療保険料	4,581,457
2 繰 入 金		853,855
	1 一般会計繰入金	853,855
3 諸 収 入		163,990
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,200
	3 受託事業収入	140,584
	4 雑 入	15,205
歳 入 合 計		5,599,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		217,432
	1 総務管理費	204,401
	2 徴収費	13,031
2 後期高齢者医療金 広域連合納付金		5,373,670
	1 後期高齢者医療金 広域連合納付金	5,373,670
3 諸支出金		8,200
	1 償還金及び還付加算金	8,200
歳出合計		5,599,302

第 11 号議案

令和 4 年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,114,741 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,378,569
	1 介 護 保 険 料	5,378,569
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,069
	1 手 数 料	1,069
3 国 庫 支 出 金		5,290,039
	1 国 庫 負 担 金	4,489,340
	2 国 庫 補 助 金	800,699
4 支 払 基 金 交 付 金		6,686,664
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,686,664
5 県 支 出 金		3,443,548
	1 県 負 担 金	3,358,917
	2 県 補 助 金	84,631
6 繰 入 金		4,311,748
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,569,865
	2 基 金 繰 入 金	741,883
7 財 産 収 入		321
	1 財 産 運 用 収 入	321

款	項	金 額
8 諸 收 入		2,783
	1 雜 入	2,783
歲 入 合 計		25,114,741

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		189,082
	1 総務管理費	15,943
	2 徴収費	10,500
	3 要介護認定費	162,639
2 保険給付費		24,150,757
	1 保険給付費	24,150,757
3 基金積立金		321
	1 基金積立金	321
4 地域支援事業費		647,024
	1 包括的支援等事業費	40,167
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	606,857
5 諸支出金		127,557
	1 償還金	10,000
	2 繰出金	117,557
歳出合計		25,114,741

第 12 号議案

令和 4 年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和 4 年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,291 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		8,522
	1 県 補 助 金	8,522
2 繰 入 金		17,769
	1 繰 入 金	17,769
歳 入 合 計		26,291

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		26,291
	1 民 家 防 音 事 業 費	26,291
歳 出 合 計		26,291

第 13 号議案

令和 4 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和 4 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,562,461 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		205,161
	1 繰 入 金	205,161
2 市 債		1,357,300
	1 市 債	1,357,300
歳 入 合 計		1,562,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		4,242
	1 総 務 管 理 費	4,242
2 事 業 費		1,558,096
	1 事 業 費	1,558,096
3 公 債 費		123
	1 公 債 費	123
歳 出 合 計		1,562,461

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井 インター 企業用地 整備事業	1,357,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第 14 号議案

令和 4 年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和 4 年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,960 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		70,194
	1 使 用 料	63,315
	2 手 数 料	6,879
2 諸 収 入		681
	1 基 金 預 金 利 子	121
	2 雑 入	560
3 繰 入 金		184,085
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,282
	2 基 金 繰 入 金	172,803
歳 入 合 計		254,960

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		99,960
	1 総 務 管 理 費	99,960
2 墓 園 事 業 費		155,000
	1 墓 地 築 造 事 業 費	155,000
歳 出 合 計		254,960

第 15 号議案

令和 4 年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	171,550人
外 来 患 者 数	332,910人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	470人
外 来 患 者 数	1,370人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	329,010千円
資 産 整 備 費	906,880千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

収 入

第1款 病院事業収益	19,304,617千円
第1項 医業収益	18,464,302千円
第2項 医業外収益	840,312千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	19,304,617千円
第1項 医業費用	18,651,650千円
第2項 医業外費用	652,964千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,643,639千円は、過年度分損益勘定留保資金1,640,283千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,356千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	604,418千円
第1項 企業債	329,000千円
第2項 出資金	272,741千円
第3項 その他資本的収入	2,677千円

支 出

第1款 資本的支出	2,248,057千円
第1項 建設改良費	1,235,890千円
第2項 償還金	971,366千円
第3項 投資	40,801千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院手術室等拡張工事	329,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,756,295千円
 (2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、492,303千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,549,900千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	磁気共鳴画像診断装置	一式
器械備品	ウォッシャーディスインフェクター	三式
器械備品	臨床用ポリグラフ	一式
器械備品	白内障手術装置	一式
器械備品	超音波画像診断装置	一式
器械備品	高圧蒸気滅菌器	一式

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊藤 太

第16号議案

令和4年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	309,660人
(2) 給 水 栓 数	133,310栓
(3) 年 間 総 配 水 量	36,346,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	99,578m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	1,808,199千円
東山ポンプ場整備	88,737千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,228,876千円
第1項 営業収益	5,306,890千円
第2項 営業外収益	921,984千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,527,847千円
第1項 営業費用	5,450,419千円

第2項 営業外費用	69,178千円
第3項 特別損失	2,750千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,603,697千円は、過年度分損益勘定留保資金1,887,699千円、建設改良積立金515,538千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額200,460千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	357,714千円
第1項 負担金	28,234千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	329,478千円
第4項 分担金	1千円

支出

第1款 資本的支出	2,961,411千円
第1項 建設改良費	2,622,161千円
第2項 企業債償還金	339,250千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 397,448千円

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,566千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、46,198千円と定める。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

第17号議案

令和4年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	75,470戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	27,409,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	75,093m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
熊野桜佐地区雨水管渠等整備事業	2,558,290千円
西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	829,573千円
上条地区管渠整備事業	666,568千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,003,968千円
第1項 営業収益	4,495,945千円
第2項 営業外収益	2,508,022千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	6,707,054千円
第1項 営業費用	6,155,261千円
第2項 営業外費用	528,143千円
第3項 特別損失	1,650千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,380,885千円は、当年度分損益勘定留保資金2,118,438千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,108千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額178,339千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,820,459千円
第1項 企業債	4,117,100千円
第2項 出資金	1,298,124千円
第3項 補助金	1,362,185千円
第4項 負担金	43,050千円

支 出

第1款 資本的支出	9,201,344千円
第1項 建設改良費	5,165,252千円
第2項 企業債償還金	4,036,092千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	勝西浄化 センター 改築事業	511,100	4	153,800
				5	357,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	4,117,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 478,258千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,504千円である。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太